

★ 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（条例第四十四号）（障害者支援課）

一 改正の要旨

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、次のとおり関係条例の規定を整備した。

条 例 名	内 容
議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例	障害者自立支援法の一部改正に伴う引用条項の整理
修学資金等の返還債務の免除に関する条例	施設体系の再編等に伴う看護等の業務に従事することにより修学資金の返還債務が免除される施設に係る規定の整備及び児童福祉法の一部改正に伴う引用条項の整理
広島県立障害者リハビリテーションセンター設置及び管理条例	施設体系の再編等に伴う肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設に関する規定の整備並びに児童福祉法の一部改正及び障害者自立支援法の一部改正に伴う引用条項の整理
広島県立福山若草園設置及び管理条例 広島県立障害者療育支援センター設置及び管理条例	施設体系の再編等に伴う重症心身障害児施設に関する規定の整備並びに児童福祉法の一部改正及び障害者自立支援法の一部改正に伴う引用条項の整理
広島県障害者介護給付費等不服審査会条例	新たに審査請求ができることとなった障害者又は障害児の給付費の処分に係る調査審議等を障害者介護給付費等不服審査会の所掌事務とすることに伴う関係規定の整備
児童福祉法及び障害者自立支援法に基づく過料に関する条例	児童福祉法の一部改正に伴う引用条項及び用語の整理

二 施行期日

平成二十四年四月一日

★ 広島県企業職員等定数条例の一部を改正する条例（条例第四十五号）（行政管理課）

一 改正の要旨

県立病院の医療機能の強化に伴い、病院事業の職員の定数を次のとおり改正した。

改正前	改正後	改正による増員
一、〇七〇人	一、一九〇人	一二〇人

二 施行期日

平成二十三年十二月二十六日

★ 広島県税条例の一部を改正する条例（条例第四十六号）（税務課）

一 改正の要旨

地方税法の一部が改正され、過疎地域等で運行する一般乗合用のバスの取得に係る自動車取得税の非課税措置の対象となる路線を条例で定めることとされたことに伴い、当該路線を国の補助金を受けて取得した一般乗合用のバスが運行されている路線であつて、知事が交付する補助金の対象となる路線とするため、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成二十三年十二月二十六日

★ ひろしまの森づくり県民税条例の一部を改正する条例（条例第四十七号）（税務課）

一 改正の要旨

森林の有する公益的機能の維持増進を図るとともに緑豊かな県土の形成に資する施策に要する経費の財源を引き続き確保するため、県民税の均等割の税率を引上げる特例措置の適用期間を五年間延長した。

二 施行期日

平成二十四年四月一日

★ 広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例（条例第四十八号）（市町行財政課）

- 一 改正の理由
 - 知事の権限に属する事務の一部を市町が処理する特例の対象となる事務の範囲等を追加するなどのため、必要な改正を行った。
- 二 改正の内容
 - 1 市町が処理する事務に追加したもの

事	務	対象市町
一 地方自治法に基づく事務のうち、新たに生じた土地を確 認した旨の届出の受付等		広島市、呉市、竹 原市、三原市、尾 道市、福山市、府 中市、三次市、庄 原市、大竹市、東 広島市、廿日市市、 安芸高田市、江田 島市、府中町、海 田町、坂町、北広 島町、大崎上島 町、世羅町及び神 石高原町
二 児童福祉法に基づく事務のうち、障害児相談支援事業の 開始の届出の受付等		呉市、竹原市、尾 道市、府中市、三 次市、庄原市、大 竹市、東広島市、 廿日市市、安芸高 田市、江田島市、 海田町、熊野町、 北広島町、大崎上 島町、世羅町及び 神石高原町
三 医療法に基づく事務のうち、病院の休止又は再開の届出 の受付等		福山市
四 土地区画整理法に基づく事務のうち、区画整理会社が行 う土地区画整理事業の施行の認可等		竹原市、三原市、 尾道市、府中市、 三次市、庄原市、 大竹市、東広島市、 廿日市市、安芸高 田市、江田島市、 北広島町及び世羅 町
五 都市再開発法に基づく事務のうち、買い取った土地の管 理		北広島町及び世羅 町
六 障害者自立支援法に基づく事務のうち、指定一般相談支 援事業者の指定等		呉市、竹原市、尾 道市、府中市、三 次市、庄原市、大

	竹市、東広島市、 廿日市市、安芸高 田市、江田島市、 海田町、熊野町、 北広島町、大崎上 島町、世羅町及び 神石高原町
--	---

2 その他必要な規定の整理を行った。

三 施行期日

1 二2（児童福祉法、国有財産法、温泉法、民生委員法、土地改良法及び社会福祉法に関するものに限る。）の改正 平成二十三年十二月二十六日

2 1以外の改正 平成二十四年四月一日

★ 住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例（条例第四十九号）（市町行財政課）

一 改正の理由

県民サービスの向上と行政の効率化を図るため、住民基本台帳ネットワークシステムによる本人確認情報を利用する事務を追加する改正を行った。

二 改正の内容

1 知事が本人確認情報を利用する事務の追加

(一) 介護保険法に基づく事務のうち、介護支援専門員の登録及び登録事項の変更の届出に関する事務

(二) 地域がん登録事業に係るがん患者の生存の事実、氏名等の確認

(三) 未帰還者留守家族等援護法に規定する未帰還者のうち旧ソビエト社会主義共和国連邦の地域内にあるものの遺族の住所、氏名等の確認

2 公安委員会が本人確認情報を利用する事務の追加

道路交通法に基づく事務のうち、放置違反金の徴収に関する事務

三 施行期日

平成二十四年一月六日

★ 広島県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例（条例第五十号）（県民活動課）

一 改正の要旨

特定非営利活動促進法の一部改正に伴い、新たに条例で定めることとなった特定非営利活動法人の設立等の手続及び寄附を行った個人又は法人が税制上の優遇措置を受けることのできる認定特定非営利活動法人の認定について新たに県で行うこととなった手続に関し、必要な事項を定めるため、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成二十四年四月一日

★ 広島県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例（条例第五十一号）（環境政策課・環境保全課）

一 改正の理由

自動車の使用に伴う環境への負荷軽減及び事業活動に伴う温室効果ガスの排出抑制を図ることを目的に、事業者の自主的な取組をより一層促進するため、必要な改正を行った。

二 改正の内容

1 自動車排ガス等の削減に係る自主的取組の促進

(一) 自動車使用合理化計画書の作成等

県内の事業所において規則で定める台数以上の自動車を使用する事業者（以下「自動車使用事業者」という。）は、自動車使用合理化計画書を、自動車使用合理化指針に基づき作成し、知事に提出しなければならない。

(二) 自動車使用合理化指針の公表等

知事は、自動車使用合理化指針を策定し、又は改定したときは、その内容を公表する。

(三) 自動車使用合理化実施状況報告書の作成等

自動車使用合理化計画書を提出した自動車使用事業者は、毎年度、自動車使用合理化実施状況報告書を作成し、知事に提出しなければならない。

(四) 自動車使用合理化計画書等の公表

知事は、自動車使用合理化計画書又は自動車使用合理化実施状況報告書の提出を受けたときは、速やかにその概要を公表する。

(五) 勧告

(1) 知事は、自動車使用事業者が自動車使用合理化計画書又は自動車使用合理化実施状況報告書を提出せず、又は虚偽の記載をして提出したときは、必要な措置を執るべきことを勧告できる。

(2) 知事は、自動車使用事業者が自動車使用合理化計画書又は自動車使用合理化実施状況報告書を自ら公表せず、又は虚偽の公表をしたときは、必要な措置を執るべきことを勧告できる。

2 地球温暖化の防止に係る自主的取組の促進

(一) 温室効果ガス削減実施状況報告書の作成等

温室効果ガスの排出の量が相当程度多い事業所を設置する者（以下「特定事業者」という。）として、温室効果ガス削減計画書を提出した者は、毎年度、温室効果ガス削減実施状況報告書を作成し、知事に提出するとともに、自ら公表しなければならない。

(二) 温室効果ガス削減計画書等の公表

知事は、温室効果ガス削減計画書又は温室効果ガス削減実施状況報告書の提出を

受けたときは、速やかにその概要を公表する。

(三) 勧告

- (1) 知事は、特定事業者が温室効果ガス削減実施状況報告書を提出せず、又は温室効果ガス削減計画書若しくは温室効果ガス削減実施状況報告書に虚偽の記載をして提出したときは、必要な措置を執るべきことを勧告できる。
- (2) 知事は、特定事業者が温室効果ガス削減実施状況報告書を自ら公表せず、又は温室効果ガス削減計画書若しくは温室効果ガス削減実施状況報告書について虚偽の公表をしたときは、必要な措置を執るべきことを勧告できる。

(四) 表彰

知事は、地球温暖化防止に関する活動に積極的に取り組む事業者、県民又はこれらの者が組織する民間の団体を表彰することができる。

二 施行期日

平成二十四年四月一日

★ 広島県立自然公園条例及び広島県自然環境保全条例の一部を改正する条例（条例第五十二号）（自然環境課）

一 改正の理由

市町が県立自然公園に関する公園事業を行う場合及び県自然環境保全地域等に関する保全事業を行う場合の手續に係る要件を緩和するため、必要な改正を行った。

二 改正の内容

1 広島県立自然公園条例の一部改正

(一) 市町が公園事業の一部を執行する場合における知事の同意を要する協議を、同意を要しない協議とした。

(二) 市町が合併又は分割により公園事業者の地位を承継する場合における知事の同意を要する協議を、同意を要しない協議とした。

(三) その他必要な規定の整理を行った。

2 広島県自然環境保全条例の一部改正

市町が保全事業の一部を執行する場合における知事の承認を、同意を要しない協議とした。

三 施行期日

平成二十三年十二月二十六日

★ 広島県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例等の一部を改正する条例（条例第五十三号）（循環型社会課）

一 改正の要旨

民法の一部改正により、法人を未成年後見人に選任できることとなったことに伴い、次の条例に必要な改正を行った。

- 1 広島県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例
- 2 広島県土砂の適正処理に関する条例
- 3 広島県屋外広告物条例

二 施行期日

民法等の一部を改正する法律附則第一条に規定する政令で定める日

★ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく教育、保育等を総合的に提供する施設の認定の基準を定める条例の一部を改正する条例（条例第五十四号）（こども家庭課）

一 改正の要旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第三十七号）において、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部が改正され、認定こども園の認定要件を条例で定めることとされたことに伴い、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成二十四年四月一日

★ 広島県健康福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例（条例第五十五号）（高齢者支援課）

一 改正の要旨

社会経済情勢の変化等により広島県健康福祉センターで提供するサービスの見直しに伴い、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成二十四年四月一日

★ 広島県営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例（条例第五十六号）（住宅課）

一 改正の理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第三十七号）において公営住宅法の一部が改正され入居者資格のうち同居親族要件が廃止されたことに伴い必要な規定を整備するとともに、県営住宅の未納の家賃などがある者について県営住宅などの使用を制限するため、必要な改正を行った。

二 改正の内容

- 1 公営住宅に入居することができる者の条件のうち、公営住宅法の一部改正により廃止される現に同居し、又は同居しようとする親族（以下「同居親族」という。）があることについて、県営住宅においては引き続き条件とした。
- 2 県営住宅に入居することができる者の条件に、申込者又は同居親族に未納の家賃又は県営住宅に係る損害賠償金がないこと及び駐車場の使用料の滞納又は駐車場に係る損害賠償金がないことを加えた。
- 3 駐車場を使用することができる者の条件に、入居者が、収入超過者でないこと、未納の家賃又は県営住宅に係る損害賠償金がないこと及び駐車場の使用料の滞納又は駐車場に係る損害賠償金がないことを加えた。
- 4 その他必要な規定の整備を行った。

三 施行期日

平成二十四年四月一日

★ 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（条例第五十七号）（人事課）

一 改正の理由

人事委員会の平成二十三年十月二十八日付けの給与勧告等を考慮して、職員の給料月額を改定するため、必要な改正を行った。

二 改正の内容

1 職員の給与改定

職員の給料月額を、人事委員会の給与勧告のとおり改定した。

2 任期付研究員の給与改定

任期付研究員の給料月額を、人事委員会の給与勧告のとおり改定した。

3 特定任期付職員の給与改定

特定任期付職員の給料月額を、人事委員会の給与勧告のとおり改定した。

4 その他

この条例の施行に伴い必要な措置を定めるとともに、地方公務員法の一部改正に伴う関係規定の整理等を行った。

三 施行期日

平成二十四年一月一日

★ 市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例（条例第五十八号）（教育委員会）

一 改正の理由

1 人事委員会の平成二十三年十月二十八日付けの給与勧告などを考慮して、市町立学校職員の給料月額を改定するとともに、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第三十七号）において、へき地教育振興法の一部が改正されたことに伴い、へき地学校等の指定について必要な規定を定めるため、必要な改正を行った。

二 改正の内容

- 1 市町立学校職員の給料表を、人事委員会の給与勧告のとおり改定した。
- 2 へき地学校及び準へき地学校は、へき地教育振興法施行規則で定める基準を参酌して教育委員会規則で指定することとした。
- 3 特地学校は、へき地教育振興法施行規則で定める基準を参酌して教育委員会規則で指定することとした。
- 4 この条例の施行に伴い、必要な措置を定めた。

三 施行期日

平成二十四年一月一日。ただし、二2及び3については、平成二十四年四月一日